

見附市斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第9号

見附市斎場条例の一部を改正する条例

見附市斎場条例(昭和39年見附市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表12歳以上の項中「4,000円」を「10,000円」に、「10,000円」を「40,000円」に改め、同表12歳未満の項中「2,000円」を「0円」に、「5,000円」を「20,000円」に改め、同表死産児の項中「1,400円」を「0円」に、「3,000円」を「12,000円」に改め、同表産汚物その他の項中「800円」を「0円」に、「1,500円」を「6,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。